

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の除却又は除却の命令若しくは委任	
根拠法令(例規)及び条項	屋外広告物法 7 条 4 項	
法令(例規)番号	平成 29 年法律第 26 号	
関係条項	屋外広告物法 第 3 条～第 5 条	
所管課係名	都市建築住宅課都市建築係	
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

# 不利益処分 of 処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	是正のための必要な措置及び供用停止の命令	
根拠法令(例規)及び条項	駐車場法 19 条	
法令(例規)番号	平成 29 年政令第 63 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	都市建築住宅課都市建築係	
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	⑭許可の取消し又は広告物若しくは掲出物件の表示若しくは設置の停止等の命令（8、9、13及び14に掲げる事務に係るものに限る。）	
根拠法令(例規)及び条項	北海道屋外広告物条例 13 条	
法令(例規)番号	平成 30 年条例第 33 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	都市建築住宅課都市建築係	
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	⑳違反に係る広告物又は掲出物件の表示又は設置の停止等の命令(知事の許可を受けた広告物又は掲出物件及び条例第 6 条第 3 項に規定する自動車に係るものを除く。)
根拠法令(例規)及び条項	北海道屋外広告物条例 14 条 1 項本文
法令(例規)番号	平成 30 年条例第 33 号
関係条項	屋外広告物法第 7 条 1 項～第 3 項、4 項 1、2
所管課係名	都市建築住宅課都市建築係
処 分 基 準	
処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	①除却等の代執行及びその費用の徴収(知事の許可を受けた広告物又は掲出物件及び条例第 6 条第 3 項に規定する自動車に係るものを除く。)	
根拠法令(例規)及び条項	屋外広告物法 7 条 3 項	
法令(例規)番号	平成 29 年法律第 26 号	
関係条項	行政代執行法第 3 条～第 6 条	
所管課係名	都市建築住宅課都市建築係	
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

## 不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	②広告物又は掲出物件の除却等の措置をなすこと（知事の許可を受けた広告物又は掲出物件及び条例第 6 条第 3 項に規定する自動車に係るものを除く。）。	
根拠法令(例規)及び条項	北海道屋外広告物条例 14 条 1 項ただし書	
法令(例規)番号	平成 30 年条例第 33 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	都市建築住宅課都市建築係	
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		